

佐野市国際戦略(案)

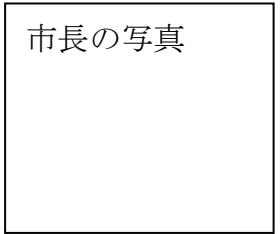
～「“佐野に来てよかったです”と実感できる 世界とつながるまち」を目指して～

令和8(2026)年 月

栃木県佐野市

はじめに

市長の写真



目 次

第1章 戦略の策定にあたって	1
1 趣旨	1
2 戦略の位置づけ	2
3 戦略の計画期間	2
第2章 本市の人口に関する統計	3
1 人口の現状	3
2 外国人の現状	4
3 社会増減数、自然増減数の推移	5
第3章 戦略の基本的な考え方	7
1 基本理念	7
2 基本姿勢	8
3 基本目標	8
4 施策体系	9
第4章 具体的な施策の主な取組	10
施策の方向性1 多文化共生社会の推進	10
施策の方向性2 國際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成	14
施策の方向性3 文化・スポーツを通じた国際交流の推進	18
施策の方向性4 地域経済の活力の向上	19
第5章 戦略の推進に向けて	22
資料編	24
佐野市国際戦略策定のための佐野市の国際化に向けた まちづくりに関する提言書(概要)	25
佐野市国際戦略の策定経過	39
佐野市国際化推進戦略会議設置要綱・委員名簿	41
佐野市国際化庁内推本部設置要綱	44

第1章 戦略の策定にあたって

1 趣旨

近年、国境を越えた人やモノ、資本、情報等の移動が活発化しています。

本市においても、海上コンテナ輸送の効率化を目指すインランドポートの設置や、英連邦諸国を中心に国際的なスポーツであるクリケットの国際大会が開催できる「佐野市国際クリケット場」の整備、ムスリムインバウンドの取組などを経て、都市としての魅力や存在感が高まり、本市在住の外国人や海外からの来訪者増加などに見られるように、都市の国際化が進んできています。

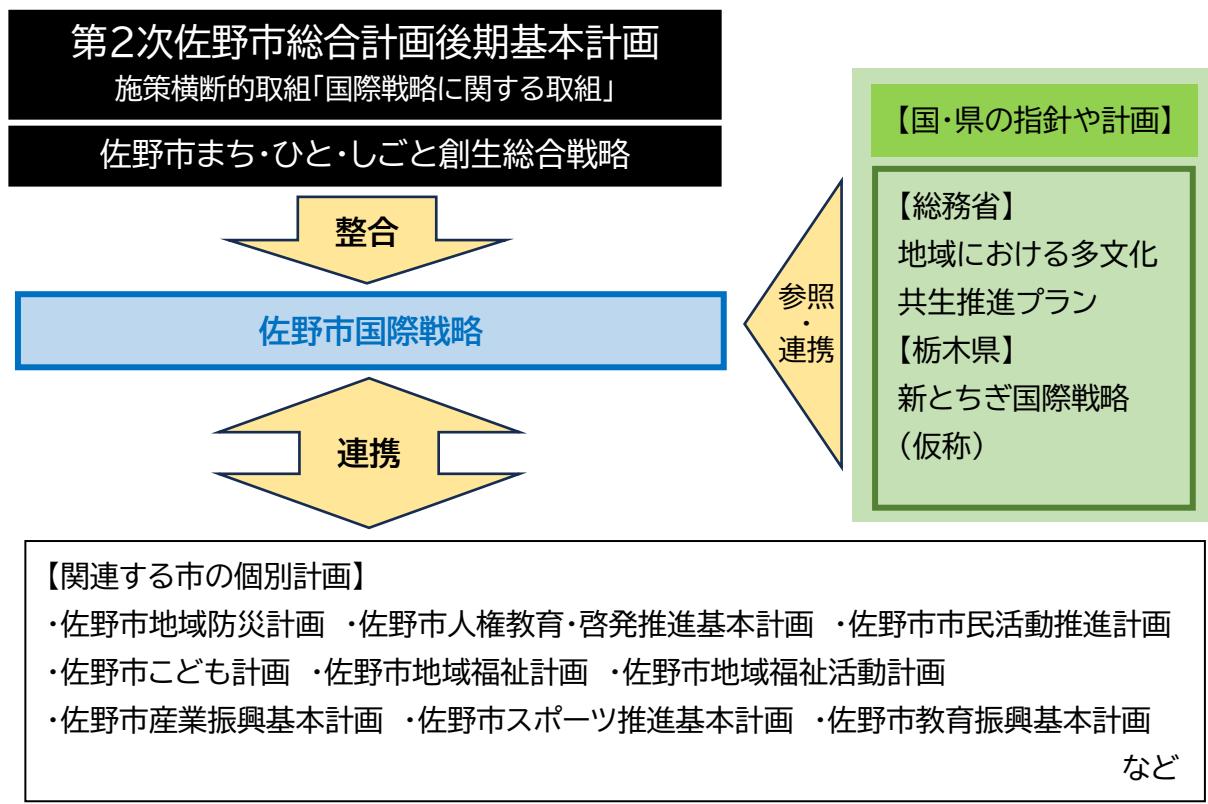
本市はこれまで「第2次佐野市総合計画中期基本計画」において、本市の魅力を海外に発信するとともに、クリケットをキーとして経済交流、産業振興、教育・国際交流等へつなげることで地域の活性化を図り、アジアを中心とした誘客や経済交流等に取り組んできました。

令和7(2025)年4月1日現在、本市に住民登録のある外国人は3,692人で、市の総人口に対する割合は3.28%となり、年々増加する傾向にあります。

このような背景を踏まえ、本市における国際化施策の戦略的な政策展開を図るため、その基本指針となる「佐野市国際戦略」(以下、「本戦略」という。)を策定しました。

2 戦略の位置づけ

本戦略は、「第2次佐野市総合計画後期基本計画」を上位計画とする個別計画として位置づけ、市の関連する個別計画と連携を図りながら、本市の国際化を推進します。また、国の「地域における多文化共生推進プラン」及び県の「新とちぎ国際戦略(仮称)」を参考にし、連携を図るもので



3 戦略の計画期間

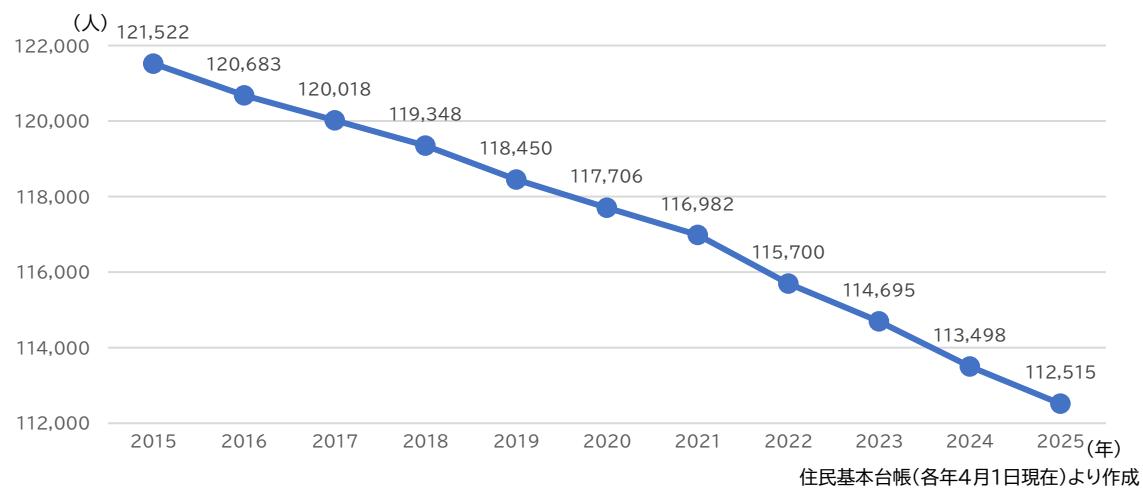
本戦略の計画期間は、第2次佐野市総合計画と整合を図り、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間とします。ただし、計画期間内においても、本戦略の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行います。

第2章 本市の人口に関する統計

1 人口の状況

本市の人口は、令和7(2025)年4月1日現在において、112,515人で、10年前の平成27(2015)年の121,522人と比べて9,007人(7.4%)減少しています。年齢区別的人口推移をみると、年少人口(0~14歳)や生産年齢人口(15~64歳)が減少する一方で、老人人口(65歳以上)が増加し、少子高齢化が進んでいます。

▶ 本市の人口



▶ 年齢区別的人口の割合



2 外国人の現状

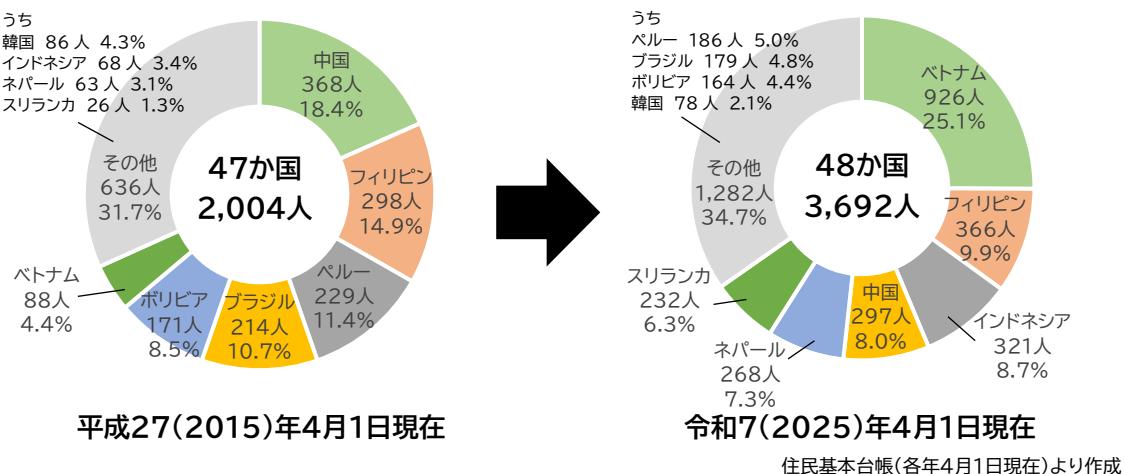
本市に住民登録のある外国人は、令和7(2025)年4月1日現在において、3,692人で、10年前の平成27(2015)年の2,004人と比べて1,688人(84.2%)増加し、過去最高となっています。

また、本市の総人口112,515人に占める割合は、10年前と比べて1.63ポイント増加し、3.28%となり、過去最高となっています。

▶ 外国人の推移



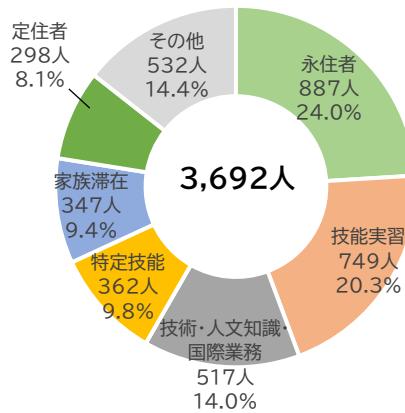
▶ 外国人の国籍別人口



外国人の国籍別人口は、令和7(2025)年4月1日現在においてベトナム(926人、構成比25.1%)が最も多く、次いでフィリピン(366人、構成比9.9%)、インドネシア(321人、構成比8.7%)、中国(297人、構成比8.0%)、ネパール(268人、構成比7.3%)、スリランカ(232人、構成比6.3%)の順となり、全ての国籍数は48か国となっています。

また、10年前の平成27(2015)年4月1日と比べ、ベトナムは838人、インドネシアは253人、ネパールは205人、スリランカは206人と大幅に増加しています。

▶ 外国人の在留資格別人数



令和7(2025)年4月1日現在

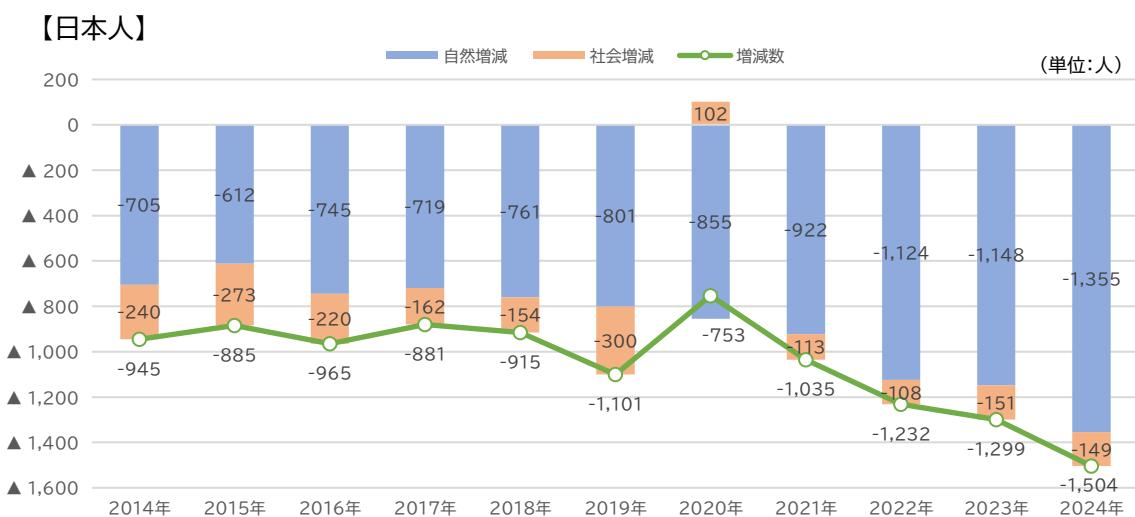
住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成

外国人の在留資格別人数を比率で見てみると、「永住者」が24.0%で最も多く、次いで「技能実習」が20.3%、「技術・人文知識・国際業務」が14.0%の順となっています。

3 社会増減数、自然増減数の推移

本市における日本人は、平成26(2014)年以降、社会増減と自然増減を併せた増減数はマイナスで推移しており、特に自然減の値が徐々に大きくなり、全体のマイナスの幅を押し下げています。

▶ 図表 社会増減数、自然増減数の推移



資料:国提供基礎データ 総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」により作成

注)1月1日から12月31日までの間の人口動態

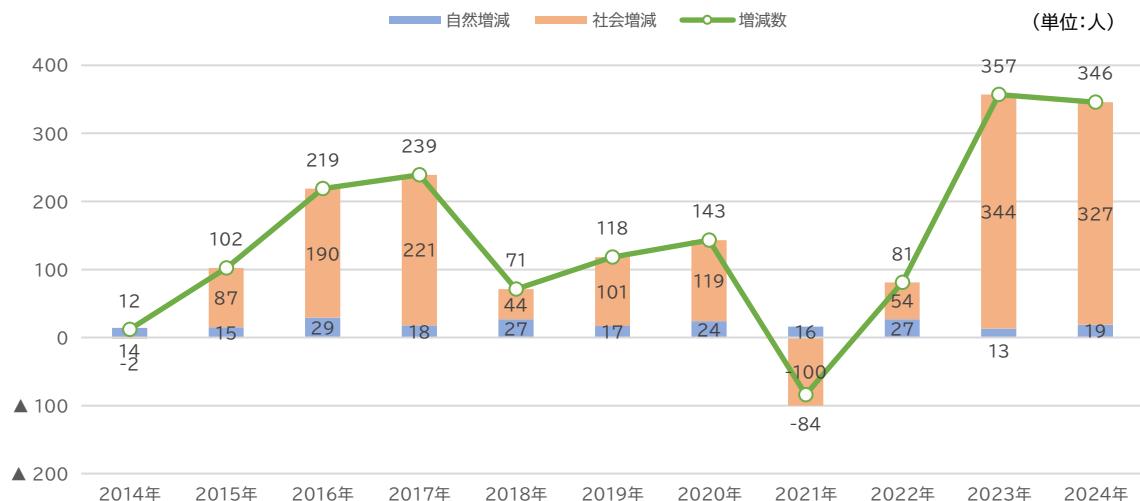
自然増減数は、調査期間中における、出生数から死亡者数を減じた数

社会増減数は、調査期間中における、転入者数及びその他記載数の合計から転出者数及びその他削除数の合計を減じた数

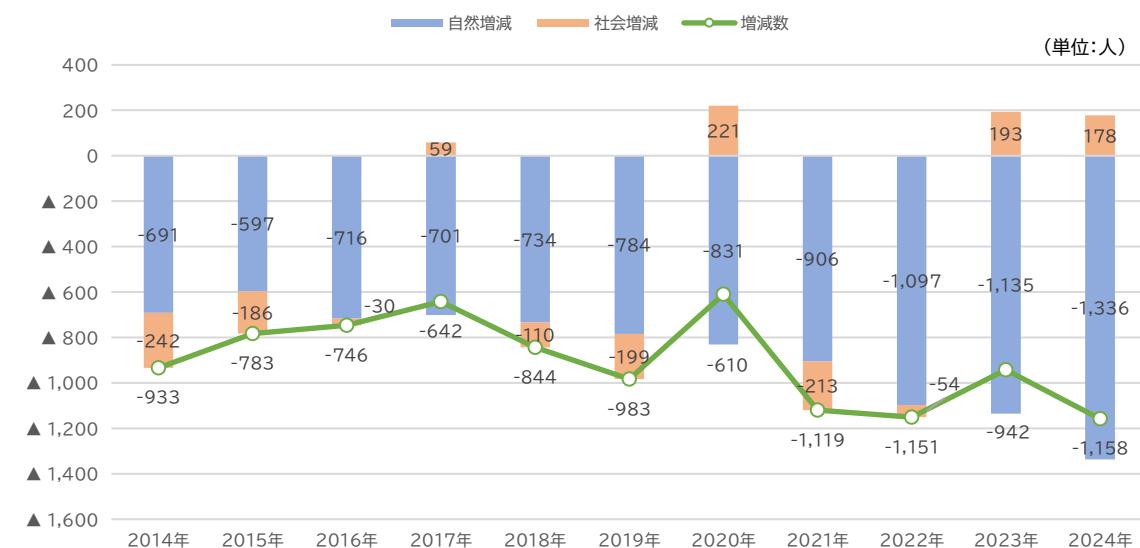
外国人は、近年、社会増の傾向が強く、自然増減も考慮した増減数は概ねプラスで推移しています。

日本人と外国人の総計では、社会増減と自然増減を併せた増減数は概ねマイナスで推移しており、特に自然減のマイナスの幅が徐々に大きくなっています。

【外国人】



【総計(日本人+外国人)】



資料:国提供基礎データ 総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」により作成

注)1月1日から12月31日までの間の人口動態

自然増減数は、調査期間中における、出生数から死亡者数を減じた数

社会増減数は、調査期間中における、転入者数及びその他記載数の合計から転出者数及びその他削除数の合計を減じた数

第3章 戦略の基本的な考え方

本章以降における「外国人」の表記について

様々な外国人の方に地域の担い手になっていただいている、重要な役割を果たしていることから、本市にお住まいの方及び通勤や通学等により日常的に本市に関わりを持たれている方を含め「外国人市民」とします。

また、「外国人市民」に加え、観光等で一時的に本市に訪れる方を総称して「外国人」とします。

1 基本理念

本市はこれまで「第2次佐野市総合計画中期基本計画」において、本市の魅力を海外に発信するとともに、アジアを中心とした誘客や経済交流等に取り組んできました。

これからは、本戦略において、「“佐野に来てよかったです”と実感できる 世界とつながるまち」を基本理念に掲げ、日本人市民にとっても外国人にとっても相互に心地よい多文化共生の環境づくりを進めるとともに、経済活動にも生かしていくけるまちを目指していきます。

基本理念

“佐野に来てよかったです”と実感できる 世界とつながるまち

2 基本姿勢

基本理念を実現するため、「多文化共生のまちづくり」をベースとして戦略を展開します。多文化共生を進めるにあたっては、デジタル技術を活用した多言語への対応を図るとともに、意思疎通を深めるための有用なツールを活用し、互いに安心してコミュニケーションが取れる環境づくりに努めます。

また、地域における多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成18(2006)年3月))。「互いの文化的ちがいを認め合う」中でも、本市では日本人市民が佐野の文化に誇りを持ち、佐野らしさを生かした中で、外国人市民に佐野の文化や風土を理解していただけるような多文化共生の環境・仕組みづくりを目指していきます。

基本姿勢

多文化共生のまちづくり

3 基本目標

基本理念を実現するため、次のとおり2つの基本目標を定めます。

基本目標 1 地域国際化の推進

佐野らしさを生かした、日本人市民にとっても外国人市民にとっても魅力的な共生がとれた地域づくりを推進するとともに、その土台となる多様性や創造性を各ライフステージにおいて育む「地域国際化の推進」を図ります。

基本目標 2 戦略的な海外展開の推進

本市は、高速交通網の要衝であること等を背景に、産業団地をはじめ、多種多様な企業が立地しています。また、文化・スポーツ、自然、食などの様々な魅力や資源があり、大きな可能性を秘めています。それらを十分に活用し、交流が活発となるよう、「戦略的な海外展開の推進」を図ります。

4 施策体系

基本理念 “佐野に来てよかったです”と実感できる 世界とつながるまち

施策の方向性 1
多文化共生社会の推進

- ①多様性から新たな価値や文化が生まれるまちの創出
- ②誰もが安心して快適に暮らせるための生活の支援
- ③誰もが活躍できるコミュニケーション支援や社会参画の推進
- ④多文化共生を支援する基盤の整備

施策の方向性 3
文化・スポーツを通じた国際交流の推進

- ①国籍や文化などの異なる人々をつなぐ、文化・スポーツを活用した交流の促進

施策の方向性 2
国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成

- ①学びの場における国際交流の促進
- ②多様性を尊重し人材を育む社会教育の推進
- ③国際理解教育・国際交流活動のアドバイス・コーディネート体制の構築

施策の方向性 4
地域経済の活力の向上

- ①海外の成長市場へ展開する環境づくりによるアウトバウンドの拡大
- ②本市の強みを生かしたインバウンド誘客の強化
- ③外国人労働者の適切な受入の推進

基本目標 1 地域国際化の推進

基本目標 2 戦略的な海外展開の推進

相互作用

基本姿勢

多文化共生のまちづくり

第4章 具体的な施策の主な取組

施策の方向性Ⅰ 多文化共生社会の推進

施策1-1 多様性から新たな価値や文化が生まれるまちの創出

現状と課題

外国人市民が増加する一方で、地域による多文化共生に対する理解が進んでいないため、多文化共生に関する社会的理解を促進することが必要です。

また、本市の新たな価値を創造するために、異なる文化や多様な価値観を尊重し、協働することが必要です。

施策の基本方針

①多文化共生に関する社会的理解の促進

- ・多様な背景を持つ人々のそれぞれの立場や違いを尊重し、同じ市民として認め合い、関わり合っていく機運の醸成を図ります。

②外国とのつながりによる新たな価値やイノベーションの創出

- ・外国人市民やインバウンド客、海外展開企業などの客観的視点を把握し、本市を見つめ直し、まちの魅力を再発見します。
- ・多様な文化や習慣に触れるこことできる場を設け、新しい視点や発想を取り入れることを促進し、多様性を価値とする文化の構築を図ります。

施策1－2 誰もが安心して快適に暮らせるための生活の支援

現状と課題

国籍、滞在期間、目的等が多様である外国人市民に対して、安心して生活できる環境を整えるために、外国人市民の暮らしやすさに関する満足度を把握することが必要です。

また、誰もが住みやすいまちとするために、ライフステージに応じた支援や、災害時における対応などが必要です。

施策の基本方針

①外国人市民との相互理解と個々のニーズへの対応

- ・外国人市民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。
- ・多様な背景を持つ外国人市民への理解を深め、それぞれの立場に応じた対応を図ります。
- ・多様性を尊重する社会の実現のために、外国人市民と地域住民の相互理解を促す取組を検討します。

②多言語化や文化の多様化への対応

- ・様々な相談に対応できる体制整備を図ります。
- ・外国人市民が地域のルール等を理解するために、多言語表記と合わせ、やさしい日本語やピクトグラム等を活用することで、情報伝達手段の充実を図ります。

③ライフステージに応じた支援や災害時への対応

- ・学校や医療機関、介護施設等における外国人市民に対応した取組や支援の充実を図ります。
- ・防災訓練等の防災イベントに、外国人市民が気軽に参加できるよう、周知・啓発を図ることで外国人市民の防災意識の向上に努めます。
- ・災害時に迅速かつ確実に情報共有できるよう、やさしい日本語やピクトグラムの活用を平常時から推進するとともに、地域住民や医療機関、商業施設等への普及を図ります。

施策1－3 誰もが活躍できるためのコミュニケーション支援や社会参画の推進

現状と課題

地域との関わりが少ない外国人市民に対し、社会参画の機会を促すため、コミュニケーションの支援が必要です。

また、少子高齢化により地域の担い手不足が生じていることから、外国人市民の地域活動への参画を促進し、共に地域を支えていくことが必要です。

施策の基本方針

①コミュニケーションの推進

- ・佐野市国際交流協会と連携し、外国人市民の生活状況やニーズに応じた日本語教室等の学習機会の提供に努めます。
- ・地域の日本語教室等の学習支援者の育成や、活動の支援を検討するとともに、日本語学習の機会の充実を図ります。
- ・市職員をはじめ、地域住民や医療機関、商業施設等に対し、やさしい日本語の普及・啓発を図ります。

②外国人市民の地域への参画や活躍の推進

- ・外国人市民が地域で共に生活していくために、地域行事や消防団等の地域活動に参画できるよう、地域の受入体制の整備を進めます。

施策1－4 多文化共生を支援する基盤の整備

現状と課題

行政、佐野市国際交流協会、佐野市観光協会、佐野市社会福祉協議会等の国際化に関する取組を行っている関係団体や企業等との連携・協力体制の充実を図ることが必要です。

施策の基本方針

①多文化共生を推進するための庁内推進体制の強化

- ・多文化共生に関する取組を行う担当部署の設置を検討します。
- ・市職員に対して、多文化共生に対する共通理解を得るための研修機会の充実を図ります。

②多文化共生関連団体の官民連携の促進

- ・関係機関の連携・協力体制を整え、役割を強化させるため、それぞれの活動や取組を俯瞰できるような協議会等の設置を検討します。

施策の方向性2 国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成

施策2-1 学びの場における国際交流の促進

現状と課題

教育の場においては、国際化を意識する動機づけのための取組が限定的であることから、全てのこどもたちに平等に与えられるよう、多くの機会を創出し、国際化は身近なものであるという気付きを促し、多文化への理解や思いやり、語学習得への意欲を高めることが必要です。

また、学校では多様なルーツを持つこどもやその保護者との関わりがあり、抱える事情も様々であるため、同じ学校や地域で生活することがより円滑で快適なものとなるよう、こども、保護者、教職員が自国と他国のルーツを学び、コミュニケーションを図ろうという意識を芽生えさせるきっかけになる仕組みづくりが必要です。

施策の基本方針

①教育の場における国際理解教育や国際交流機会の創出

- ・実際に海外で体験する以外にも、本市と縁のある海外の学校とのオンラインでの交流や、保護者など外国にルーツを持つ方や海外経験者との交流等の機会の充実を図ります。
- ・幼児期などの若年層が国際化を意識せず自然なものとして受け入れられるよう、教育段階に応じた国際理解教育プログラムの構築を検討します。

②多様なルーツの子どもや保護者が交流する学校づくり

- ・佐野の文化や歴史を学び、誇りを持つとともに、異なる文化や歴史についても学ぶという、共に学び合える環境づくりに努めます。
- ・日本人市民と外国人市民の双方が連携して国際交流イベントを開催するなど、外国にルーツを持つ保護者と、保護者、教職員、地域住民が交流する機会の充実を図ります。
- ・こどもを持つ外国人市民の世帯に対して現在実施しているサポートについても、更なる周知や改善を図ります。

③英語教育等によるコミュニケーション能力の向上

- ・「意欲」と「英語力」のいずれも向上させる取組や指導を行えるよう、英語力が実践で生かされる環境づくりに努めます。
- ・英語検定が受験しやすい環境の整備に努めます。
- ・幼児期や小学生の段階から、自然に英語習得ができるような取組を検討します。

施策2－2 多様性を尊重し人材を育む社会教育の推進

現状と課題

言語や習慣、文化の違いによる摩擦が生じることで発生するトラブルをなくすために、PTAや町会等の地域コミュニティにおいて、地域住民が多文化への理解を深めることや積極的に交流を図ることに加え、外国人市民が積極的に社会参画に取り組むなど、双方の歩み寄りが必要です。

また、少子高齢化により、地域の担い手や各業種での労働力が不足していることから、外国からの人材の定住を推進していくためにも、教育の場面において、安定して長期的に学べる環境の整備や情報発信が必要です。

施策の基本方針

①地域における国際理解教育や国際交流機会の創出

- ・外国人市民への情報提供や様々な表示について、多言語ややさしい日本語を用いることで、地域住民にとっても多様な方々と同じ地域で暮らしていることが「当たり前」であるとの意識づけを図ります。
- ・多世代を対象とした多文化共生や、やさしい日本語に関する講座を実施し、国際理解教育を深める取組を検討します。

②国際人材を育むまちづくり

- ・外国人市民が就労を優先することにより転出入を繰り返し、そのこどもたちの教育環境を不安定なものにしないよう、地元企業と協力し、長期的な計画で人材確保を行えるような仕組みづくりを検討します。
- ・不動産業者や外国人材の派遣業者と連携し、児童生徒を持つ外国人市民の世帯に対して有益な情報提供に努めます。
- ・外国人市民の児童生徒の居住状況を鑑みた、日本語教室の増設を検討するとともに、その保護者が生活習慣等を学ぶ機会の充実を図ります。

施策2－3 国際理解教育・国際交流活動のアドバイス・コーディネート体制の構築

現状と課題

国際交流活動等をアドバイスする人材や、各国のコミュニティと地域社会との橋渡しや外国人の支援を行うコーディネーターを活用し、児童生徒の保護者を含めた、大人も国際化への意識を深めることが必要です。

また、国際化は日本人市民と外国人市民という二項対立ではなく、日本を含めた多国籍の市民が共生している状況であることから、お互いに興味を持ち、コミュニケーションを経て多様な価値観を理解することで、地域が活性化し豊かになることが期待されます。

そのため、共生が「当たり前」な社会となるような仕組みづくりと、交流の場を整備することが必要です。

施策の基本方針

①国際理解教育・国際交流活動のアドバイス・コーディネート人材の活用

- ・海外派遣などによるリーダーの育成や経験者的人材バンクの整備などを通し、知見をこどもを含め社会全体へフィードバックする仕組みづくりを検討し、国際理解教育の充実を図ります。
- ・国の各機関の支援制度を活用し、地域と外国人市民をつなぐ役割を担う地域人材の育成を図ります。
- ・本市と縁のある海外の都市や、民間団体や企業等でつながりのある諸外国との国際交流活動を推進します。

②国際交流・情報交換の場の整備

- ・日常的に国際交流が行われ、必要な情報や人材を紹介できるような、国際交流の拠点となる施設の整備を検討します。

施策の方向性3 文化・スポーツを通じた国際交流の推進

施策3-1 国籍や文化などの異なる人々をつなぐ、文化・スポーツを活用した交流の促進

現状と課題

国籍や文化などの異なる人々が交流できる場が少なく、お互いの文化の相互理解が進んでいない状況であることから、交流促進となる機会や場を提供する必要があります。

また、文化やスポーツが国籍や文化などの異なる人々が交流するツールとなり、文化・スポーツのイベントなどを活用することで、相互理解を推進する必要があります。

施策の基本方針

①国籍や文化などの異なる人々をつなぐ機会や場の提供

- ・相互理解を推進するため、文化施設やスポーツ施設を交流するための機会や場を提供することを検討します。

②文化・スポーツの活用による国籍や文化などの異なる人々との交流促進

- ・交流するための機会として、現在行われている文化体験ワークショップやスポーツイベントについての見直しを検討します。
- ・子どもたちの国際感覚向上のため、外国人市民との文化・スポーツを通した交流の促進を図ります。

施策の方向性4 地域経済の活力の向上

施策4-1 海外の成長市場へ展開する環境づくりによる アウトバウンドの拡大

現状と課題

国際化に対応していくためには、海外の情報を収集することが必要です。

また、海外に事業展開する際に、売り込み方法が分からず、成功するかどうか不安に感じている企業が多いため、海外展開するにあたっての様々な支援が必要です。

あわせて、企業自らが海外へ目を向けて行くためのきっかけを作ることが必要です。

施策の基本方針

①情報収集と企業の情報発信

- ・海外との取引や雇用等の実績のある、様々な分野の企業を集めた意見交換の場を設け、幅広い情報共有を図ります。
- ・様々なリソースを活用し、海外のバイヤーの目に留まるような製品やサービスの情報発信を支援します。

②海外展開への支援

- ・専門のアドバイザーの活用やテストマーケティング等が実施できるように、海外展開の足がかりとなるような支援の充実を図ります。

③企業の海外展開する意識の醸成

- ・海外取引の経験のある地元企業と連携し、海外展開を身近に感じさせる、または機運を高めるような取組を推進します。

施策4-2 本市の強みを生かしたインバウンド誘客の強化

現状と課題

外国人に対しての接遇研修や観光地での外国語表記が十分と言えない状況であることから、これらをサポートすることが必要です。

市内企業へ外国人経営者が視察に来ている状況にあることから、そのような企業と連携し、観光や宿泊へつなげるための取組が必要です。

本市の強みの一つとしてムスリムの方との連携が挙げられることから、本市ならではの資源を多くの外国人に知ってもらえる取組を推進することが必要です。

施策の基本方針

①インバウンドの受入体制の整備

- ・事業所向けに、外国人観光客に対するおもてなしセミナー等の開催を推進します。
- ・観光地での多言語表記について、デジタル技術の活用を促進します。

②行政と市内企業との連携強化

- ・地域DMOや地元企業と連携し、インバウンド誘客の増加を図ります。

③本市の特徴を生かしたインバウンドの推進

- ・本市の強みであるムスリムの受入体制を強化し、ムスリム圏からの誘客の増加を図ります。
- ・本市の強みである食や自然をプロモーションするために、外国人向けにインフルエンサーを活用し、海外へ情報を発信します。

施策4－3 外国人労働者の適切な受入の推進

現状と課題

少子高齢化による生産年齢人口の減少に伴い、様々な業種で人手不足が深刻化していることから、外国人労働者の受入を進めていくことが必要です。

また一方で、外国人労働者を受け入れるにあたり、相互の文化や風土の理解不足等により、様々な問題が生じていることから、佐野の文化や風土を理解していただいたうえで、外国人から選ばれる地域となり、社会で共生できる環境を整えていくことが必要です。

施策の基本方針

①外国人材の受入体制の整備

- ・外国人労働者を受け入れるにあたっての、地元企業や関連機関との連携体制の整備を図ります。

②外国人労働者から選ばれるような共生できる環境づくり

- ・外国人労働者が日常生活を送る上で様々なサポートについて、活用できる仕組みづくりに取り組みます。

第5章 戦略の推進に向けて

1 各主体との連携・協働・共創

本戦略の着実な推進を図るため、市民のニーズを把握し、施策の実施にあたっては、市民、事業所、教育機関、その他関係団体など、地域社会や経済を構成する全ての人々と連携・協働・共創し、一体となって推進していきます。

2 市の推進体制

地域の国際化にあたっては、計画的かつ総合的に推進する必要があることから、国際化推進担当部署の設置を検討し、関係部署等と横断的に連絡調整を行い、連携を図る組織体制の整備に努めます。

3 戦略の進行管理

本戦略の進行管理は、市民生活や経済等幅広い分野に関わることから、庁内関係部署で組織する「佐野市国際化庁内推進本部」において、計画の進捗管理や課題の整理、対応の検討を行います。

資料編

佐野市国際戦略策定のための 佐野市の国際化に向けたまちづくりに関する提言書(概要)

●佐野市国際化推進戦略会議からの提言

1 佐野市が目指すべき国際化の方向

(1)「国際化」の必要性

生産年齢人口が減少している状況においては、すでに多くの外国人住民の方々が地域社会の担い手として活躍しており、こうした流れはさらに加速していくものと想定されることから、外国人住民との共生は必然であると考えている。しかしながら、多文化共生の地域づくりは、時間をかけて築き上げるものであることから、そのような土壌づくりをするとともに、経済活動にも生かしていく取組を行っていくことが早期に必要である。

(2)佐野市が目指す「国際化」

「佐野に来てよかったです」と思ってもらう環境づくり

国際化は早期に必要であるところだが、言語の壁や文化や習慣の違いなどによる様々なトラブルが生じてしまい、国際化がうまくいっていない自治体もある。佐野市が国際化を目指すにあたっては、佐野市の文化や強みを生かして、佐野市の住んでいる様々な国籍の方々と一緒に盛り立てていき、国際化における課題を克服していくような環境づくりが必要である。そのためにはあらゆる分野で外国人住民が活躍できるような取組を検討し、特に地域活動への外国人住民の参加を促進させ、外国人住民と地域住民の相互理解に繋げることが必要である。そうすることで、佐野市というまちが、「地域住民と外国人住民が佐野市の文化に誇りを持ち、輝いて楽しく生活し、共生していくことができる美しいまち」となり、そのような文化のもとで共生したいという外国人に選ばれるまちとなれば、日本人住民、外国人住民を含めた佐野市民全員にとって住みよい、国際化を目指したまちとなるものである。

そして、そのようなまちとなるためには、外国人にとって「佐野に来てよかったです」と思ってもらえるような環境・仕組みづくりが必要である。

日本で暮らしている外国人の立場から見ると、言語や文化・習慣の違いにより、日本人が当たり前のようにサービスを受けている、医療・福祉、防災、教育などの分野で問題や不安を抱えていることがある。佐野市が国際化を目指すにあたっては、そのような要素を払拭した環境づくりが必要である。

近年、デジタル技術の進展が進み、その活用がますます重要となってくることから、生成AIといったデジタル技術を活用して、多言語による外国人住民の課題解決を図る取組が必要である。その一方で、人間は表情を伺い合って心が通じるものである。多言語対応の他、「やさしい日本語」を活用することで、安心してコミュニケーションを取れる環境をつくることも必要である。その両面から課題解決を図ることで、外国人住民が過ごしやすくなることはもちろん、地域住民にとっても外国人住民と共生がとれた住みやすいまちとなり、外国人に「佐野に来てよかったです」と思ってもらえるようなまちとなると思われる。

2-1 分野別提言① 経済分野における国際化に関すること (地域経済の活力の向上)

目標・方向性	課題・現状
海外の成長市場への海外展開する環境づくりによる輸出等のアウトバウンドの拡大	情報収集と企業の情報発信ができていない 国際化に対応していくためには、海外の情報を収集することが重要である。また、海外に事業を展開する場合、自社の商品やサービス等の強みをどのようにアピールしていくのかが 重要であるが、取組がなかなか進んでいないため、支援が必要なのではないか。
	コストの問題がありなかなか踏み出せない 海外展開できない理由として、売り先がないことや売れるかどうかわからないということがあげられる。海外展開するにあたって、専門のアドバイザーからの助言や試作品等でのテストマーケティング等を実施するなどといった取組に対する支援が必要なのではないか。
	企業が海外展開する意識が醸成されていない 今後、国内だけでなく海外に目を向けていくことは重要となってくる。そのためには、まず情報収集から始めるこや、そういった機運を高めるセミナーを実施するなど、企業が海外にアンテナを張り巡らすきっかけになる取組から始める必要があるのではないか。
本市の強みを生かしたインバウンド誘客の強化	インバウンドの受入体制が整っていない 佐野市を訪れる外国人観光客のために、外国語対応の観光案内看板や観光パンフレットの作成等の受入れ体制の整備が進められているが、外国人に対しての接遇研修や飲食や宿泊、買い物等に必要とされる外国語表記が十分とはいえない状況であり、これらをサポートする必要があるのではないか。
	民間と行政での連携ができていない 市内でも外国人の経営者が観察に来ているような企業もある。このような取組を民間と行政が連携していくことで、観光や宿泊に繋げていける可能性があり、こうした機会も捉えてサポートしていく必要があるのではないか。
	佐野市の特徴がインバウンドに生かしきれていない 佐野市の強みとしてムスリムの方との連携があげられる。ハラール対応のラーメンなども 他には見られない取組であると考える。また、佐野市ならではの食や自然を多くの外国人に 知ってもらえる取組を推進していく必要があるのではないか。
外国人労働者の受入れの推進	人手不足のため事業の拡大ができない 地方では少子高齢化や人口減少が進み、人材不足が製造業や農業、サービス業などの分野で慢性的な問題となっている。外国人労働者を受入れたいが、何でも受入れてしまうことにより、治安が悪化してしまうケースも生じている。みんなが輝いて楽しく生活できる、共生できるまちとなるような人材の受入れが必要ではないか。
	より多くの外国人労働者を雇用したい 地域産業を支えるためにも外国人労働者の確保は重要である。外国人から選ばれる地域となるためには、仕事をしながら生活していく上で、社会で共生できる環境を育てていくことが必要ではないか。

施策への提言

経済分野に限らず様々な分野において、海外との取引や雇用等の実績のある企業を集めた意見交換の場を設け、情報共有をし、海外展開を行うための隔たりのない情報収集を行う必要がある。また、様々なリソースを活用し、海外のバイヤーの目に留まるような製品やサービスを情報発信していくための支援が必要である。

専門のアドバイザーの活用やテストマーケティング等が実施できるように、市の補助金を拡充する等の海外展開の足がかりとなるような支援が必要である。

身近な企業の成功例等を紹介するセミナー等を実施するといった、海外展開を身近に感じさせる、または機運を高めるような取組を行う必要がある。

外国人に対するおもてなしセミナーを事業所向けに開催する必要がある。また、事業所が飲食や宿泊、買い物等における外国語表記について、生成AI等のデジタル技術を活用する際の支援が必要である。

市内企業への外国人の視察の受入れ等で来訪があった場合、ホテルや飲食店等の企業と近隣市町も含めた行政との連携を推進することにより、インバウンド誘客を増加させることができる可能性があるため、連携を図っていく必要がある。

ムスリムの受け皿があるので、それを強化していくことにより、より多くのイスラム教徒に訪れてもらえると考える。また、外国人向けにインフルエンサーを活用し、ラーメンやいもフライなどの佐野市ならではの食や、出流原弁天池などの豊かな自然をプロモーションしていくことが必要である。

外国人労働者の受入れにあたり、信頼できる機関から紹介してもらえるような連携体制を整える必要がある。

外国人が日常生活を送る上での様々なサポートについて、多文化共生の観点からも支援していく必要がある。

2-2 分野別提言② 文化・スポーツ分野における国際化に関すること (文化・スポーツを通じた国際交流の推進)

目標・方向性	課題・現状
	<p>文化・スポーツの活用による日本人と外国人との交流促進</p> <p>日本人と外国人が交流できる機会や場が少なく、日本と外国の文化の相互理解が進んでいない状況である。文化やスポーツは日本人と外国人とが交流するツールとなり得るため、文化・スポーツのイベントなどの活用を推進する必要がある。</p>
外国人と 市民(日本人)をつなぐ、 モノ、コト、ヒトの創出	<p>日本人と外国人とが文化・スポーツ活動を通して交流を図るための手段の確立</p> <p>佐野市が主催するイベントでは日本人が多く参加するが外国人の参加者が少なく、クリケットの大会など多くの外国人が参加するイベントでは日本人の参加者が少ないため、せっかくの機会を活かせていないのが現状である。このような状況が生まれる要因として、 1)イベントなどの企画や運営側に外国人がいないこと、 2)佐野市からの情報発信の媒体である広報紙やWEBサイトなどが多言語化していないこと、 3)佐野市(日本人)と外国人コミュニティとをつなぐコーディネーターがないこと、 4)佐野市として外国人を雇用する企業を把握できていないこと、 が考えられる。</p>

施策への提言

具体的な対応として、文化施設やスポーツ施設を、日本人と外国人とが交流するためのプラットフォームとして活用することが求められる。また文化体験ワークショップやスポーツイベントなどを、日本人と外国人とが交流するための機会として活かすことが必要である。その方策は、新たなイベントを開催しながら既存のイベントを見直すことで、そのような場や機会へと発展させることができると考える。

例えば、市民スポーツ大会に出身国・地域ごとに参加できる仕組みを設けたり、また多くの国で親しまれ気軽にプレーできるサッカーなどで、出身国・地域別のチームで参加する大会を開催したりして、日本人と交流することが考えられる。さらに様々な機会を通して将来世代の国際感覚向上のため、学生や児童・生徒の外国人との交流を創出することが望まれる。

こうした取組を通して、日本人と外国人の相互理解が促進され、日本人・外国人の双方にとって佐野市が住みやすいまちとなり、ダイバーシティが推進されることが理想である。外国人にとって佐野市が住みやすいまちとなれば、外国人が佐野市の魅力を国内外へ発信してくれることも期待できる。

具体的な対応として、佐野市のWEBサイトに外国人向けの特設ページを設け、重要な情報、また文化・スポーツの情報などを多言語化してまとめて発信する必要がある。

また外国人を雇用する企業を通して、文化・スポーツのイベントなどの情報を届けることも重要である。さらに佐野市に長期間在住する外国人や外国人コミュニティの中心者を、佐野市から委嘱・育成するなどにより佐野市(日本人)と外国人とをつなぐコーディネーターとして活躍してもらうことも求められる。

これらの取組を通して、外国人が自らを佐野市民だと感じられる環境が整備され、ダイバーシティが推進されることが望まれる。

2-3 分野別提言③ 教育分野における国際化に関するここと (国際社会及び地域社会で活躍できる人材の育成)

目標・方向性	課題・現状
	<p>教育の場における国際理解教育や国際交流機会の創出</p> <p>子どもたちの生活圏には既に多様なルーツの人々があり、国際化への適応力を育む重要な場である学校では、ALTを活用した英語教育や、海外での体験や文化を紹介する授業を行う、他国の生徒との交流や、教員や中学生を海外へ派遣する、といった取組が行われているが、対象が限定的であるなど、子どもたちが国際化を意識する動機付けに十分な機会がないと思われる。</p> <p>学校は子どもたちが平等に機会を得られるよう、そのような機会を多く創出して、国際化は身近なものであるという気付きを促し、多文化への理解や思いやり、語学習得への意欲などへ向かわせることが必要と思われる。</p>
<p>学びの場における国際交流の促進</p>	<p>多様なルーツの子どもや保護者が交流する学校づくり</p> <p>学校では、多様なルーツを持つ子どもやその保護者と関りがあり、国際化が進んでいる。</p> <p>多様なルーツと一口に言っても、生まれながらの日本人、外国にルーツを持ち日本で出生し育った人、成長してから来日した人、帰国子女、など背景が様々であり、抱える事情も異なる。</p> <p>また、それぞれの事情に寄り添いながら学校を運営することは教職員にとっても負担が大きいことが伺える。</p> <p>そのため、同じ学校で学び、同じ地域で生活することがより円滑で快適なものとなるよう、子ども、保護者、教職員が自国と他国のルーツを学び、コミュニケーションを図ろうという意識を芽生えさせるきっかけや、動機付けになる仕組みづくりが必要と思われる。</p> <p>さらに、市内5カ所の学校に設置される日本語教室や、新入児童生徒保護者説明会での外国人保護者へのサポートなど、既に実施する取組の拡充が求められる。</p>
	<p>英語教育等コミュニケーション能力の向上</p> <p>国際化への気づきを得て、交流への意欲が芽生えた結果、コミュニケーションツールの活用に至ることになる。そのツールとして欠かせないのが「英語」である。</p> <p>英語の授業では、ALTが担任や英語担当教諭と組んで行う授業(チームティーチング)により、児童生徒は生きた英語を学ぶことができている。</p> <p>その結果、英検3級以上の英語力をもった生徒の割合が増えてきてはいるものの、横ばいである。</p> <p>また、マナーや表情、態度などの表現方法も学び、積極的に交流する姿勢を相手に理解してもらう努力も必要と思われる。</p>

施策への提言

海外において実際に体験することも重要であるが、姉妹都市、友好都市など佐野市と縁のある海外の学校とオンラインで交流する機会、保護者など外国にルーツを持つ方や海外経験者との対話や交流などの機会を充実する。

また、教育段階に応じ、幼児期など若年層は意識せず自然なものとして受け入れ、段階的に語学学習や国際マナー習得などへ進むような国際理解教育のプログラム作成が求められる。

具体的な取組

- ・オンラインによる交流
- ・外国籍住民や海外生活経験者による授業
- ・コミュニケーション(対話及びその他の表現)力を高める教育の充実

それぞれの文化や歴史を知り、お互いに認め合って共に学び合うことで、国際化社会を主体的に生きる力を養ったり、郷土の良さを認め、定住する意識が芽生えたりということにつながると思われる。

そのために学校では、いずれの子どもたちも意識的に自国と他国のルーツを学び、コミュニケーションを図ろうという意識を芽生えさせるきっかけづくり、動機付けのため、子どもたちが互いにルーツを発表してディベートを行う機会や、学校単位で国際交流イベントを日本人、外国人双方が連携して開催するなど、外国にルーツを持つ保護者と、保護者、教職員、地域住民が交流する機会を充実させる。

現在実施する、子どもを持つ外国人世帯へのサポート事業を周知し、人材の確保やDXによる改善など、拡充を促進する。

具体的な取組

- ・郷土(日本、佐野市)を知り、他国の文化を学ぶ教育の充実
- ・コミュニティ・スクールを活用した地域交流
- ・保護者へのサポートをDXも活用して充実する

語学力習得による自信が、対話しようというチャレンジ精神を後押しするよう、実用英語検定3級の英語力が実践で活かされる場面を示すなど、「意欲」と「英語力」のいずれも向上させる取組や指導を行う。

そのほか、英検受験料の助成と併せ、受験しやすい環境の整備も求められる。

また、語学は初期段階での習得が効果的といわれるため、幼児期や小学生の段階では抵抗なく習得できるよう、遊びやゲーム的要素を取り入れる、音楽を活用する、といった取組を行い、中学生の段階での受験英語にも意欲的に取り組んでスキルアップを図れるよう、現在の義務教育9年間を見通した取組を継続しつつ指導方法の改善を行う、小中で学びあう視点を取り入れる、といった取組が有効と思われる。

英語以外のコミュニケーション能力やマナー習得については、課題②での提言と同じく、発表、発言する場を増やし、「伝える手段」を自ら学ぶ機会を創出する。

具体的な取組

- ・専科教員の確保及び効果的な配置と活用
- ・英語授業の研修と情報共有
- ・小学校における中学生による英語指導(教えることで再学習する。)
- ・義務教育学校での英語教科の相互乗り入れ(後期課程の教員が前期課程の授業を行う)授業の実施
- ・中学校区での小中学校の教員の授業参観

目標・方向性	課題・現状
	<p>社会における国際理解教育や国際交流機会の創出</p> <p>外国籍や、外国にルーツを持つ市民が増加しており、言語や習慣、文化の違いから、摩擦が生じ、学校や地域でトラブルが発生している。</p> <p>地域に馴染んでいる方も多いが、多くは母国のコミュニティでまとまり、地域のコミュニティには参加しておらず、同じ地域に住みながらも分断されていないだろうか。</p> <p>学校のPTAや町会での役割を担うにあたっても、その理由や必要性の理解を促進し、地域での生活を円滑にするため、町会などでも多文化を理解しながら、積極的に交流を図ること、外国人にとっては積極的な社会参画など、双方の歩み寄りが必要と思われる。</p>
多様性を尊重し人材を育む 社会教育の推進	<p>国際人材を育むまちづくり</p> <p>少子高齢化により、地域の担い手や、各業種において労働力が不足している。人口減少による諸問題を解消するために、外国からの人材が定住し、さらにはその子弟が住み続けたいと思う環境整備が重要と思われる。</p> <p>教育の場面においては、外国籍、外国にルーツを持つ子どもたちが定住するためには、安定して長期的に学べる環境を整備しなければならない。</p> <p>なお、海外から移住した外国人や海外生活が長い日本人が地域で暮らしがちで、また学校で学びやすくなるためには、日本語や生活習慣の習得が必要であり、公立学校で日本語教室を複数設置し、近隣市には誰でも学べる県立夜間中学校の設置が予定されているため、十分な活用を促す必要がある。</p>
国際理解教育・ 国際交流活動の アドバイス・コーディネート 体制の構築	<p>国際理解教育・国際交流活動のアドバイス・コーディネート人材の活用</p> <p>国際化社会で日本人としてのルーツを理解して、主体的に生きるためにには相手の歴史や文化を理解する広い視野と高い視座をもつことが必要であるが、その意識付けになる対策が必要になる。</p> <p>子どもたちに気付きを与え、知識欲を高め、諸外国に対する知識を身に付けることができるよう、自ら必要なスキル習得へ向かわせる、その仕組みづくりが課題であり、成果につなげるためには同時に保護者を含め、大人たちにも同様の意識を持たせることが必要になる。</p> <p>そのためには国際交流活動等をアドバイスする人材や、各国のコミュニティと地域社会との橋渡しや外国人の支援を行うコーディネーターの活用が必要である。</p> <p>国際交流・情報交換の場の整備</p> <p>国際化を、日本人と外国人という二項対立で捉えがちだが、実際は日本を含めた多国籍の市民が共生していることを受け入れなければならない。</p> <p>お互いに相手に興味を持ち、コミュニケーションを経て理解をすることで、同じ地域で生活することが円滑になり、同時に多様な価値観や知識を受け入れることで、地域が活性化し豊かなものとなることが期待される。</p> <p>そのため、お互いが思いやりの気持ちを持ち、伝える努力、知る努力を促し、共生が当たり前な社会となるような仕組みと、交流の場の整備が必要と思われる。</p>

施策への提言

外国人への情報提供や、様々な表示について、英語のみでなく、多言語、または日本語でも、理解しやすい表現での情報提供や表示を行い、地域住民にとどても、多様な国の方と同じ地域で暮らしているということ、特別でなく、当たり前であることが意識付けられ、多文化共生社会の実現へつながることも期待できる。

そのほか、生涯学習の視点から多世代を対象とした多文化共生に関する講座や、日本語で伝えるためのまなび(やさしい日本語)の講座を多方面で実施する。

地域住民にとどても、地域を支える人材が増え、活性化が図られるため、地域が主体となって行政や学校と協働し、交流機会を設けるなど、積極的に対策を立てる必要がある。

具体的な取組

- ・多言語での情報提供、情報ツールの充実
- ・多言語の表示、表示内容の工夫
- ・社会教育、生涯学習の視点からのアプローチ(講座など)
- ・日本語で伝えるためのまなび(やさしい日本語)を多方面で実施する

外国人の保護者が就労を優先して転入、転出を繰り返し、その子どもたちの教育環境を不安定なものにしないよう、地元企業等は一時的な人材確保でなく、長期的な計画により語学や生活習慣などを身に付ける研修を実施し、地域に根差す人材として育成することが求められる。

不動産業者や外国人材の派遣業者については、児童生徒を持つ外国人世帯に対して、日本語教室がある学校と、その学区の住居や事業所の求人情報を提供するなど、効果的な情報伝達を行う。

行政では、外国人児童生徒の居住状況などを鑑みて、日本語教室を増設する、また、新入児童生徒保護者説明会での外国人保護者へのサポートはすでに実施されているが、小山市で実施する、海外から移住した児童生徒対象に簡単な日本語や学校教育について学ぶ場を提供している事例等も参考に、就学前に保護者を含め、生活習慣等を学ぶ機会を充実するなどの取組が求められる。

具体的な取組

- ・企業等、民間活力による外国人の居住・労働・教育環境の向上
- ・社会全体への国際化の意識付け
- ・外国人の学びの場やサポート体制の周知

学校や社会における国際理解教育には、海外派遣などによるリーダーの育成や、経験者の人材バンクを整備し、持てる知見を子どもを含め社会全体へフィードバックする仕組み作りや、姉妹都市や友好交流都市、民間団体や企業等でつながりがある諸外国との交流を活用する取組が必要である。

そういう取組にあたって、自治体国際化協会(クレア)では地域国際化推進アドバイザーの派遣や、国の各機関では外国人支援コーディネーターや外国人児童生徒等教育アドバイザーの養成や支援など、様々な支援を行っているため、それらを活用し体制の構築や人材の育成を行う。

身近なところでは、各国のコミュニティから、地域との架け橋となるコーディネーター的役割を担う人材を選出して育成し、行政や町会、学校の決まりなどをレクチャーする仕組みを構築する必要がある。

具体的な取組

- ・国等で実施する国際交流等人材派遣・養成事業の活用
- ・国際交流等に資する人材バンクの整備
- ・地域と外国人をつなぐ役割を担う地域人材の育成

日常的に国際交流が行われ、必要な情報や人材を紹介する場が必要である。

外国人にとっては地域で生活するための案内所であり、地域にとっては転入した外国人世帯との調整役となり、行政、学校、団体などにおいては国際交流や国際理解教育に資する人材の紹介などを行う国際交流拠点施設の整備や、国際化推進に対応する窓口の設置が求められる。

具体的な取組

- ・国際交流協会の機能拡充と拠点施設の整備
- ・国際化推進担当窓口の設置と専任職員の配置

2-4 分野別提言④ 共生分野における国際化に関するここと (多文化共生社会の推進)

目標・方向性	課題・現状
<p>多様性から新たな価値や文化が生まれるまちをつくる 【理念】</p>	<p>多文化共生に関する社会的理解の促進</p> <p>多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」(総務省「地域における多文化共生推進プラン」)であるとされる。 外国人市民が増加する一方で、地域による「多文化共生」に対する理解は進んでいないため、「多文化共生」に関する社会的理解を促進することが必要である。</p> <p>外国とのつながりから新たな価値やイノベーションを創出</p> <p>異なる文化や多様な価値観を尊重し、協働することにより新たな価値の創造につながると 言われている。多文化共生をこれからの中野市のまちづくりにつなげていく必要があるのではないか。</p>
<p>誰もが安心して快適に暮らせるまちをつくる 【生活支援】</p>	<p>多様な背景を持つ外国人市民への対応</p> <p>多世代にわたって長年中野市に住んでいる外国人市民と在住期間が短い外国人市民など、住んでいる期間や目的が多様であることや、文化の違いによるルールやマナーに対する認識の違いがあるといった現状がある。 住んでいる期間や目的が異なる外国人市民を一括りにできないことから、国籍、在住期間、就業状況などの多様な背景を持つ外国人市民への対応が必要なのではないか。</p> <p>外国人市民の多様性の理解と個々のニーズへの対応</p> <p>市公式ホームページの多言語対応が5か国語程度では足りなくなるなど、多国籍化、多言語化する状況に、社会的にも行政対応としても追いついていない状態である中、外国人市民の国籍や文化の多様化に対応できる取組が必要なのではないか。 また、外国人市民が多い町内では、ごみの捨て方などの地域のルールが周知されていないため、地域のルールに関する周知方法の改善が課題である。</p> <p>誰もが住みやすい中野市</p> <p>外国人市民が増加していくことが予想される中で、様々な生活支援や災害時の対応などを整備することにより、誰もが住みやすい地域としていくことが求められている。このため、子育て等のライフステージに応じた支援や災害時におけるやさしい日本語の対応などが必要である。</p>

施策への提言

●全ての住民が佐野市民として対等な関係を構築

外国人市民も同じ「佐野市民」として一緒に地域を作っていく存在であるという認識が定着するよう、多様な背景を持つ人それぞれの立場や違いを尊重し、同じ市民として認め合い、つながりあっていく機運を醸成する。

また、「多文化共生」は、全ての施策に関わりがあることから、国際戦略の基盤として位置付けることを検討する。

●佐野市の魅力の再発見と情報発信

インバウンド客、外国人市民、海外展開企業の視点から、佐野市の文化と歴史を見つめ直し、まちの魅力を国内外へ向けて発信する。

●多文化共生をテーマに佐野市の未来を創造

「多文化共生」は、国際戦略の施策を展開していく上での基盤となるものなので、しっかりとした体制整備と民間団体等との協働による取組を推進する。また、「多文化共生」というテーマを通して、佐野市の歴史的・文化的・社会的・経済的な魅力と課題を確認し、未来を創造していく。

●新たな価値やイノベーションを創出

多様な人々が集まるところでは、新しい価値が創造され、イノベーションが生み出されるため、多様性を価値とみる文化を構築する。また、多様な文化や習慣に対応することで、新しい視点や発想を取り入れていく。

●多様な背景、文化、宗教をもつ外国人市民への理解と支援

国籍、在住期間、就業状況などの多様な背景をもつ外国人市民への理解を深め、在留資格やそれぞれの立場に応じた対応を検討するとともに、多様性を尊重する社会の実現のために、外国人市民と地域住民の相互理解を促す取組を検討する。

●生活に関する相談体制の整備・充実

外国人市民が安心して生活できるよう、様々な相談に対応できる体制を整えるとともに、外国人市民への地域のルール等の説明方法(説明会や紙面による案内等)を充実させることで、理解の促進に努める。

また、市内の案内、説明等の表記に多言語と合わせ、やさしい日本語の活用を図る。さらには、やさしい日本語を使った外国人市民に対する情報(ごみの捨て方など)について、イラストや動画を使うなど、わかりやすい周知方法について検討する。

●生活関連分野での多言語化、及びやさしい日本語による情報提供・相談体制の強化

外国人市民に対して母語で対応する一方で、やさしい日本語についても普及させることで、地域の情報や災害情報などを速やかに伝える必要がある。また、やさしい日本語と併せてピクトグラムによる案内を普及させることも必要である。

●市民の生活満足度の向上

住みやすさ、働きやすさで誰からも選ばれるまちづくりを目指す。

●子育て、介護、医療福祉などライフステージに応じた支援の充実

外国人市民の子どもの学校支援の充実を図る。また、介護施設や医療機関等における外国人市民に対応した取組や支援を充実させる。

●多様な言語・文化・宗教に配慮した防災・防犯対策の実施

外国人市民を対象とした防災イベントの開催をする。また、避難時や避難所での意思伝達においてやさしい日本語やピクトグラムを活用していくために、平常時からの普及を図る。

目標・方向性	課題・現状
<p>誰もが活躍できる まちをつくる 【コミュニケーション支援・ 社会参画】</p>	<p>コミュニケーションの推進</p> <p>長く日本に住む外国人市民の多くは、日本人とコミュニケーションを図りながら生活しているが、居住している期間が短い外国人市民で地域との関りがないケースでは、コミュニケーションの手段としての日本語学習の機会が少なく、外国人市民の社会参画の機会が限られてしまっている。</p>
	<p>外国人市民の地域への参画や活躍の推進</p> <p>高齢化による地域の担い手不足が生じ、地域行事ができなくなりつつある。これからは外国人市民が地域活動に参画し、共に地域を支えていく必要があるのでないか。</p>
<p>多文化共生を 支援する基盤のある まちをつくる 【基盤整備】</p>	<p>多文化共生を推進するための行政の役割と基盤整備</p> <p>現在、佐野市において、佐野市国際交流協会の支援や外国人市民の相談対応、外国人市民の児童・生徒への日本語学習支援、地域日本語教室の支援といった多文化共生の取組を行っているが、外国人市民の暮らしやすさに関する満足度や居住地選びの際の外国人市民からの評価が分からぬ。まずは、外国人市民が佐野市についてどのように感じているのかを調査する必要があるのでないか。</p> <p>また、国際交流協会、観光協会、社会福祉協議会、地域おこし協力隊など、国際化に関する取組を行っている機関の横のつながりが確立されていないなど、多文化共生に関わる情報や対応が一元化されていない状況であり、外国人市民向けの情報発信が十分でない。関係機関との連携・協力関係の構築が望まれる。</p>

施策への提言

●日本語学習環境の整備、支援人材の育成

オンライン日本語教室の実施など、外国人市民の生活状況に応じた学習機会を提供する。また、地域日本語教室の学習支援者を育成し、活動を支援するとともに、日本語学習の機会を充実させる。

●やさしい日本語の活用・普及

市職員をはじめ、地域住民や医療機関、商業施設などに対し、やさしい日本語の普及活動を実施する。

●スポーツや地域活動を通した関係性の構築

自治会活動・自主防災組織活動・学校活動・地域おこし等に外国人市民の参画を促すことで、地域住民との相互理解と安心な暮らしの確保につなげる。

●外国人市民と共につくる地域社会

佐野市の住みやすさについて、外国人市民にもよく知ってもらい、市内で働いてもらながに地域に馴染んでもらうために、地域が外国人市民に関わりの機会を提供するとともに、受入れ側(地域側)の体制を整える。また、外国人市民が、消防団や地域行事等といった地域活動に参画できる仕組みを構築する。

●市役所における多文化共生専門部署の設置と職員向け研修の充実

多文化共生に関する担当部署を設置し、役割を明示するとともに、定期的な情報発信を行い、進歩の可視化をし、新たな取組の検討をする必要がある。また、すべての職員が国際化の現状や多文化共生に対する共通の認識を持つための研修機会を実施することも必要である。

●佐野市国際交流協会の役割強化

多文化共生マネージャー等の専門人材を設置し、相談体制の充実を図るとともに、国際交流協会の機能の充実を図る。

●外国人市民のニーズ調査の実施

アンケート調査を実施する。また、外国人市民との意見交換、各言語での情報発信の依頼をする。

●多文化共生関連団体の官民連携の促進

関係機関の協力体制の役割を整えるため、それぞれの活動(取組)を俯瞰できる新たな多文化共生に関する協議会等の設置を検討する。

佐野市国際戦略の策定経過

年月日	内容
令和6(2024)年 4月23日	●佐野市国際化庁内推進本部設置要綱を制定
令和6(2024)年 4月24日	●第1回佐野市国際化庁内推進本部会議 ・佐野市国際化推進戦略会議の設置について
令和6(2024)年 5月13日	●佐野市国際化推進戦略会議設置要綱を制定
令和6(2024)年 12月25日	●第1回佐野市国際化推進戦略会議 ・設立会議及び委員向けの講演会の開催 ●専門部会開催 ・アイスブレイキングを兼ねての意見交換 第1回経済部会 第1回文化・スポーツ部会 第1回教育部会 第1回共生部会
令和7(2025)年 1月～4月	●専門部会開催 ・提言書作成に向けた意見集約 1月23日 第2回文化・スポーツ部会 1月28日 第2回教育部会 2月 6日 第2回共生部会 2月13日 第2回経済部会 2月24日 第3回教育部会(書面会議) 3月12日 第3回文化スポーツ部会 3月19日 第4回教育部会 4月 3日 第3回共生部会
令和7(2025)年 5月21日	●第2回佐野市国際化推進戦略会議 ・提言書作成に向けた専門部会からの報告・意見交換
令和7(2025)年 7月	●専門部会開催 ・提言書(案)の作成 7月 9日 第5回教育部会 7月10日 第3回経済部会 7月11日 第4回文化・スポーツ部会 7月16日 第4回共生部会(書面会議)
令和7(2025)年 7月31日	●第3回佐野市国際化推進戦略会議 ・提言書(案)の決定

年月日	内容
令和7(2025)年 8月12日	●佐野市国際化推進戦略会議会長から佐野市長へ提言書の提出
令和7(2025)年 8月27日	●第2回佐野市国際化庁内推進本部会議 ・提言書の報告、佐野市国際戦略素案(骨格・体系等)の決定
令和7(2025)年 10月10日	●第4回佐野市国際化推進戦略会議 ・佐野市国際戦略(素案)策定の進捗報告
令和7(2025)年 10月20日	●第3回佐野市国際化庁内推進本部会議 ・佐野市国際戦略(案)の決定
	●パブリック・コメントの実施
	●佐野市国際戦略の公表

佐野市国際化推進戦略会議設置要綱

(設置)

第1条 本市における国際化施策の戦略的な政策展開を図るため、官民が連携し効果的に検討することを目的に佐野市国際化推進戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果について市長に提言するものとする。

- (1) 経済、文化・スポーツ及び教育の国際化施策に関すること。
- (2) 外国人との共生に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、国際化の推進のために必要があると認める事項

(組織等)

第3条 戦略会議は、委員おおむね30名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の住民基本台帳に引き続き1年以上記録されている者又は市内に引き続き1年以上勤務若しくは在学をしている者(以下「市民」という。)であって、日本国籍を有しない者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 日本国籍及び長期にわたる海外生活の経験を有する市民
- (4) 佐野市外国人相談窓口相談員
- (5) 地域の国際化に関する分野で非営利の公益活動を主たる活動とする団体であって、市内に事務所のある団体、市内で活動する団体又は会員の多数が市民である団体に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (6) 佐野市国際交流協会に属する者のうち当該団体の推薦を受けた者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第4条 戦略会議は、国際化の推進に関し相談するため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、国際化の推進に関し相当の学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 顧問は、戦略会議に出席し、意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 戦略会議に副会長を2人置き、会長の指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序でその職務を代理する。

(会議)

第6条 戦略会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 戦略会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 戦略会議は、国際化の推進に関する専門の事項を検討するため、次の各号に掲げる部会を置き、その庶務は、当該各号に定める課において処理する。

(1) 経済国際化戦略部会 産業政策課

(2) 文化・スポーツ国際化戦略部会 スポーツ推進課

(3) 教育国際化戦略部会 教育総務課

(4) 外国人との共生戦略部会 広報ブランド推進課

2 部会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) それぞれの専門の事項を検討し、その結果を戦略会議に報告すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、それぞれの専門の事項に関し戦略会議が指定する事務を行い、その結果を戦略会議に報告すること。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 それぞれの部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「戦略会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、戦略会議及び各部会の運営に関し必要な事項は、会長が戦略会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる戦略会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

佐野市国際化推進戦略会議 委員名簿

(敬称略) 令和7年7月31日現在

役職・部会名	氏名	所属等
会長	吉澤 慎太郎	佐野商工会議所 会頭
副会長	小山 裕三	佐野日本大学短期大学 学長
副会長	木村 政司	佐野日本大学短期大学 客員教授
経済部会(部会長)	小倉 伸介	佐野商工会議所 事務局長
経済部会(副部会長)	吉田 直生	一般社団法人佐野市観光協会 事務局長
経済部会	小見 茂久	佐野公共職業安定所 所長
経済部会	島川 博行	独立行政法人日本貿易振興機構 栃木貿易情報センター 所長
経済部会	塚越 恒美	株式会社東京フード 会長
経済部会	吉川 貴之	丸昌産業株式会社 常務取締役
文化・スポーツ部会(部会長)	板倉 茂樹	佐野日本大学短期大学 副学長
文化・スポーツ部会(副部会長)	武政 康子	百花物語こども花教室 代表
文化・スポーツ部会	斎川 勝	佐野市スポーツ協会 理事長
文化・スポーツ部会	砂子間 仁実	訪日ムスリムインバウンド地域おこし協力隊員
文化・スポーツ部会	竹田 祐子	ローカルリビングツアーリーダー 代表
文化・スポーツ部会	宮地 直樹	一般社団法人日本クリケット協会 事務局長
教育部会(部会長)	伊藤 弘教	佐野市教育委員会 委員
教育部会(副部会長)	茂木 優里	栃木県立佐野東高等学校 教諭
教育部会	秋山 広美	佐野市立犬伏小学校 教諭
教育部会	小林 研介	学校法人呑龍愛育会 理事長
教育部会	堤 裕美子	佐野日本大学短期大学 教授
共生部会(部会長)	立花 有希	宇都宮大学国際学部 准教授
共生部会(副部会長)	野原 恵美子	栃木県国際交流協会 理事長
共生部会	熊倉 百合子	栃木県青年国際交流機構 会長
共生部会	John Daly	国際交流たみの会 代表
共生部会	原田 真理子	佐野市国際交流協会 副会長

佐野市国際化庁内推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の魅力を海外に発信するとともに、経済交流、産業振興、教育・国際交流等につなげることを目的とした本市の国際化施策について、機動的かつ適切な推進を図るため、佐野市国際化庁内推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際化施策の推進に関すること。
- (2) 国際戦略の策定に関すること。
- (3) 前2号に係る総合的な調整に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長を、副本部長は教育長及び総合政策部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、本部長が職務上特に必要があると認める者を本部員に充てることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序でその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(検討部会)

第6条 本部は、専門的に調査検討するため、検討部会を置くことができる。

- 2 検討部会は、検討部会長及び検討部会員をもって組織し、本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 検討部会長は、検討部会の事務を掌理する。
- 4 検討部会長に事故があるときは、検討部会長があらかじめ指名する検討部会員がその職務を代理する。
- 5 検討部会により調査研究した事項は、本部に報告する。
- 6 前条の規定は、検討部会について準用する。この場合において、同条中「本部」とあるのは「検討部会」と、同条第1項中「本部長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年4月25日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

行政経営部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化スポーツ部長
都市建設部長 教育部長

佐野市国際戦略(案)

令和8(2026)年 月

発行 佐野市

編集 佐野市総合政策部政策調整課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3000

FAX 0283-21-5120

E-mail seisaku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>